

あなたの土地・建物、大丈夫ですか？

次のような状態に陥らぬよう、所有する土地・建物を適切に管理願います。

1. 敷地内の樹木等が道路や隣地へはみ出し、車両や歩行者等の通行の妨げ、近隣トラブルの原因となっている。
2. 次のような状態が放置されている空き家は、『空家対策法』の「特定空家等」に認定され最大 50 万円以下の過料に処される場合があります。
(国土交通省ガイドライン参照)
 - (1) 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
建物が倒壊したり、屋根や外壁が崩れそうに状態になっている。土地を囲っているコンクリートの擁壁に水がしみ出している。ひび割れが発生している等。
 - (2) 放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
アスベスト等が飛散するおそれがある。「ゴミ屋敷」状態となっていたり、浄化槽が壊れたり排水が流れ出たりなどして悪臭が発生して地域住民の生活に支障を及ぼしている等。
 - (3) 著しく景観を損なっている状態
きちんと管理されておらず、家や庭などが荒れ放題となってしまう周囲の景観や美観との調和を乱している等。
 - (4) その他周辺の生活環境の保全のため放置することが不適切である状態
庭木が倒れて枝が近所に散乱している。道にはみ出して通りづらくなっている。動物が棲みつき臭気が発生している。門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が侵入できる状態で放置されている等。
これらが原因で地域に住み暮らす人々の生活に支障が出てくれば対象になる。

※(参考) 伊豆高原親和会 自主規制

第 3 条(土地・家屋・樹木の管理)

(1)~(3) 略

- (4) 長期間空き家のまま放置し、老朽化して景観を損ない、住環境や治安の悪化を招くことのないよう、建物の維持管理に努めます。廃屋状態にあると見られる建物 については、所有者が改修・改築・取り壊し・売却などにより速やかに状況を改善します。
- (5) 廃屋状態の改善が見られない場合、親和会が実態調査し、管理改善を勧告します。
- (6) 風雨などによって倒れる恐れのある枯れた樹木などについては、近隣住民から苦情があった場合には、親和会はその実態を調査した上で必要により所有者に対し伐採、除去を勧告します。
- (7) (6)について親和会の再三の督促にも関わらず実行されないときは、親和会が危険除去などのため所有者の了解を得て伐採或いは除去し、その費用は所有者へ請求します。

空家対策対象建築物

